

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

1) 台風及び水害等の被害

1 想定災害

始良市内で過去に発生した最大規模の風水害等を、本計画の目安として位置づける。
本市で最大規模の令和 7 年 8 月豪雨と平成 5 年 9 月の台風 13 号と同程度の災害を想定
災害とする。

【過去最大規模の風水害】

名 称	令和 7 年 8 月豪雨 令和 7 年 8 月 7 日～8 日	台風第 13 号 平成 5 年 9 月 3 日
降 雨 量	日最大雨量 597mm (始良市脇元) 時間最大雨量 107mm (始良市脇元)	日最大雨量 373mm
瞬間最大風速	—	59.1m/s (種子島)

2 想定被害

本所会館等の被害状況は対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害による。本所会館等の被害状況の想定は、次表のとおりである。

【本所会館等の被害状況の想定】

項 目		被害状況の想定（復旧予想）
本 所 会 館	事 務 室	暴風による窓ガラスの破損及び飛散等により、執務室内の状況は、書類・機器等が散乱しており、使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じると想定する。
	電 力	発災後 12 時間程度は外部からの電源供給はないと想定する。
	電 話	固定電話及び F A X は、電話線の断線により使用不能となるが、数日後には仮復旧するものと想定する。
	空 調	停電時には、空調機は使用不能と想定する。
	水洗トイレ	停電及び断水時には、利用できなくなるものと想定する。
	職 員	本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関等の途絶で参集できない職員がいると想定する。

2) 地震及び津波等による被害

1 想定地震

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、当会の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。

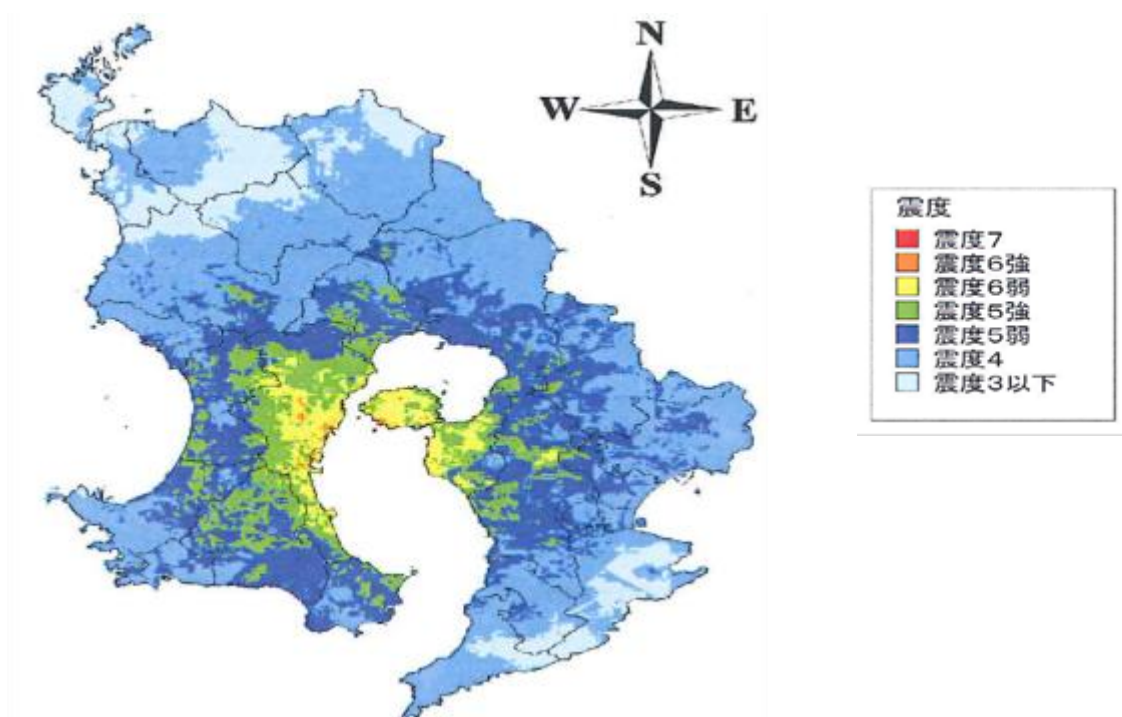
このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「鹿児島湾直下地震」を想定地震とした。

【想定地震の概要】

鹿児島湾直下地震

■地振動の想定結果 ⇒ 最大震度：震度 6 弱

鹿児島湾直下地震の震度分布図



【被害想定】

本市全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）と被害概況は、次のとおりである。

		現況被害想定結果	本市の被害概況
人口	冬深夜	74,807 人	・多くが自宅で就寝中に被災。津波からの避難の遅れ。
	夏 12 時	64,702 人	・自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。
	冬 18 時	70,238 人	・交通被害による人的被害が多い。
建物被害	建物棟数	42,926 棟	
	全壊	410 棟	・市内の建物のうち、約 2,100 棟が全半壊する。
	半壊	1,700 棟	・火災被害は僅か。
	火災	僅か	・ブロック塀等の倒壊が 340 件発生。
被害人的	死者	僅か	・夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。
	負傷者	—	・津波被害（自力脱出困難者は、津波から避難できない。）

ライフライン被害	重傷者	—	・地震火災
	避難者数	650 人	・避難者は、冬 18 時を想定。
	上水道	1 %	・各地で断水。（被災直後の断水が最も多い。）
	下水道	1 %	・停電、地震の揺れ・液状化、津波浸水で機能支障をきたす。
	電力	僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で停電が発生。
	通信	僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で不通回線が発生。
	ガス	21 %	・夏 12 時のガス被害が最も多い。プロパンガスは想定外。
	道路被害	—	・地震被害、津波被害で道路被害が僅かに発生。

2 想定被害

本所会館等の想定する被害としては建物内部、ライフライン（電力、上水道、ガス・通信等）の機能障害とする。本所会館等の被害状況の想定は、次表のとおりである。

【本所及び支所会館等の被害状況の想定】

項 目	被害状況の想定（復旧予想）
想 定 震 度	想定震度は、震度 6 弱とする。
事 務 室	建物の主要構造部の一部は座屈し、外壁には複数の亀裂が生じ、立ち入りは危険な状況である。事務室内の状況は、固定されていない書籍等が転倒・落下、ガラスの破損・飛散、一部の天井板が落下している。
電 力	発災後 12 時間程度は外部からの電源供給はないと想定する。
電 話	固定電話及び F A X は損傷により使用不能となるが、数日後には仮復旧するものと想定する。本所以外の施設の固定電話及び F A X は、回線の混雑により数日間は、つながりにくい状況が継続すると想定する。
ガ ス	本所及び蒲生支所は LP ガスのため、確保できるが、加治木支所は都市ガスのため供給が停止する。
空 調	停電時には、空調機は使用不能と想定する。発災後 12 時間程度は、外部からの電源供給がないと想定する。
水洗トイレ	停電・断水時には、利用できなくなるものと想定する。
職 員	平日昼間：職員の負傷の可能性があるとして想定する。

3) 大規模停電による被害

平成以降、国内で発生した大規模停電（100 万世帯以上）は以下のとおりである。

年月日	停電名	被災地域	被害規模	原因
H07. 01. 17	阪神・淡路大震災による停電	兵庫県、大阪府	300 万世帯	地震による送電設備の多発的な損壊
H18. 08. 14	2006 年 8 月 1 4 日首都圏停電	東京都、神奈川県、千葉県	850 万	クレーン船の接触事故による送電線の切断
H23. 03. 11 ～	東日本大震災による電力危機	東北地方、関東地方の一部	845 万世帯	
H23. 03. 14 ～03. 25	東日本大震災による計画停電	関東地方		東京電力エリアにおける電力不足を防止のため
H23. 04. 07 ～	太平洋沖地震の余震による停電	東北地方、関東地方	840 万世帯	
H30. 09. 04		近畿	約 200 万戸	台風 21 号による
H30. 09. 06		北海道	295 万戸	胆振東部地震による停止
H30. 09. 30	中部電力管内で平成最大の大停電	神奈川県など 1 都 2 府 15 県	のべ 254 万戸	台風 24 号による送配電設備の広範囲なる損壊
R01. 09. 09		千葉県など 1 都 6 県	93 万戸	台風 15 号による送電設備の広範囲にわたる損壊
R06. 01. 01		石川県	約 4 万戸	能登半島地震による配電設備の損傷

1 想定災害

電力を供給する発電所や変電所の災害、高圧送電線の倒壊等の事故、電気工事等による停電及び風水害等の災害等における停電により、長時間電力供給が行われない。

本市において想定される災害の想定は、次のとおりとする。

- (1) 地震や津波等により九州電力(株)の発電所、変電所、送電線等の被災による大規模でかつ長期間にわたる停電が発生する。
- (2) 風水害等により、送電線の倒壊等の事故による大規模でかつ長期間にわたる停電が発生する。
- (3) 上水道施設の被災や基幹管路の破損、停電による送水の停止等による大規模でかつ長期間にわたる断水が発生する。

2 想定被害

電力供給の停止により発生した停電により情報通信や各種事務機器の停止により、事務の執行ができなくなる。また、大規模な断水や道路信号機等の停止による交通渋滞等の発生により、物流がマヒすることにより、本市の飲食業や製造業はじめ多くの事業所において大きな打撃を受ける。

また、情報化社会において、テレビや電話、メールやインターネット等の情報・通信機器が停止すると、自分の置かれている状況が分からず極度の不安やパニック状態

に陥りやすく、さらに、住宅や道路、各種施設などの照明が消え、街中が真っ暗な状況になり、慣れるまで恐怖感や不安感を感じる。

4) 特定感染症による被害

1 想定災害

海外で始まった新型インフルエンザ等感染症の流行は、その後、世界中に広がる。ウイルスの毒性は非常に高く致死率 20%を超え、社会は大混乱となる。

【被害規模に応じた段階的対策の策定】

新型インフルエンザ等感染症の被害の危険度・危害規模を分類し、その被害の規模によって発令する対策を細かく分け被害の規模（感染率、致死率）により対策を分類する。

被害規模の分類は、CDC（米国疾病予防管理センター）が定義する 5つのカテゴリーを参考にして、日本国内の影響度を考慮して次のように設定する。

【被害規模の分類】

程 度	被害規模の想定
重度被害	感染率25%以上かつ致死率 1 %以上（スペイン・インフルエンザ相当）
中度被害	感染率10%以上かつ致死率0.5%以上で、重度被害にあてはまらない被害
軽度被害	感染率10%未満あるいは致死率0.5%未満（1968年香港インフルエンザ、1957年アジア・インフルエンザ、通常の季節性インフルエンザ相当） 判断の基準となる感染率、致死率は、流行が確認された時点とする。

2 想定被害

新型インフルエンザ等感染症の流行により、流行期に、職員の 40%が罹患し、欠勤すると想定する。また、物資が確保困難となることが 8 週間程度続くことを想定する。

【被害段階の分類】

段 階		状 況
〔前段階〕	未発生期	新型インフルエンザ等感染症が発生していない状態 海外に限らず、国内でも野鳥、家畜などへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザ等感染症とは認められない時期
〔第一段階〕	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等感染症が発生した状態 海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザ等感染症が発生したことが確認される時期

〔第二段階〕	国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等感染症が発生した状態 国内において、限定されたヒト・ヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されている時期
〔第三段階〕	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。 国内において、新型インフルエンザ等感染症の感染が拡大し、まん延し、又は感染のピークを超えて回復しつつある時期	
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
〔第四段階〕	小康期	国内において、新型インフルエンザ等感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態が継続している時期 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

（注）多くの専門家が、第一段階（海外発生期）から世界的なパンデミックへは短い期間で推移すると推定。

（２）商工業者の状況

１）始良市商工会管内

- ・商工業者等数 2,176 事業所（令和 6 年 12 月現在）
- ・小規模事業者数 1,826 事業所（令和 6 年 12 月現在）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	農林漁業	12	10	
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	3	
	建設業	333	320	
	製造業	143	115	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	
	情報通信業	13	7	
	運輸業, 郵便業	44	29	
	卸売業, 小売業	625	452	
	金融業, 保険業	30	22	
	不動産業, 物品賃貸業	66	65	
	学術研究, 専門・技術サービス業	125	120	
	宿泊業, 飲食サービス業	257	207	
	生活関連サービス業, 娯楽業	262	245	
	教育, 学習支援業	36	33	
	医療, 福祉	92	85	
	複合サービス業	14	12	
	サービス業	118	99	
合 計		2,176	1,826	

2) 商工業者等の推移

始良市は県内でも数少ない人口増加地域である。世帯数・人口ともここ十数年右肩上がりが続いている。あわせて、大型ショッピングモール「イオンタウン」の進出や高速道路網の整備、JR線の充実等もあり、住宅着工件数等の指標も伸びている。

そういった背景もあり、始良市管内では創業希望者も多く、商工業者数自体も増加傾向となっている。

(3) これまでの取組

1) 始良市の取組

- ・始良市地域防災計画の策定
市の地域防災計画を策定している。
- ・防災訓練の実施
市の防災訓練、土砂災害訓練等を通して、防災力の向上に努めている。
- ・土砂災害ハザードマップ・津波浸水ハザードマップの作成、配布
ハザードマップについての冊子配布やホームページ掲載、出前講座等で市民に周知している。
- ・防災無線・防災ラジオ等の情報伝達手段の整備
防災無線屋外拡声子局、戸別受信機、防災・地域情報メール、防災ラジオ、テレビガイド等の防災情報伝達手段の整備を行い、また、市のコミュニティ放送局である「あいらびゅーFM」を活用した防災情報の発信を行っている。
- ・出前講座等による防災意識の普及啓発
市の出前講座や防災訓練等で、防災意識の普及啓発活動を行っている。
- ・防災備品の整備
避難所における発電機、ダンボールベッド等の備品の整備及び非常食等の備蓄品の整備を行っている。
- ・防災協定の締結
他自治体や民間企業・団体等と災害時における物資・輸送・応援に関する協定締結を行っている。

2) 始良市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
商工会員への定期発送による関係資料の配布・周知を行ってきたことをはじめ、広告媒体である広報誌においても必要性の情報発信に取り組んできた。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
これまでも、始良市商工会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施しており、引き続き、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して管内の小規模事業者への周知や実施協力を行っていく。
- ・県火災共済や全国商工会連合会と連携した損害保険への加入促進
全国商工会連合会では中小企業PL保険制度や損害保険会社と連携した業務災害補償保険やビジネス総合保険の推進とあわせ、小規模事業者に対する地震や火災のなどへのリスクヘッジ対策として鹿児島県火災共済協同組合等と連携した普及・加入推進を実施している。

II 課題

これまで当商工会自体のBCP計画の作成がされていないこと、あわせて災害時や緊急時の取り組みについて漠然的な記載や対応計画にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアル等が整備されていないといった基本的な課題がある。

ほかにも、平時・緊急時の対応推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには保険・共済といった具体的な災害時の資金計画等の支援に対する指導・助言を行うことができる職員が不足しているといった現況もある。

また、地区内小規模事業者における事業者BCP（事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状が見られている。

今後検討の必要性のある課題として以下の通り。

① 事業者BCPの策定支援の推進

管内事業者のうち、すでにBCP計画を策定している事業者はまだ少なく、その事業者は製造業や飲食業等のごく一部に限定されている。小規模事業者の策定率は非常に低い。

事業者BCPの策定に関する始良市の管内の取り組み状況は、普及・啓発の段階であり、事業所自体の策定や支援する当会の取り組みも本格化していないことが実態である商工会と始良市の連携による取り組み強化への必要性が高くなりつつある。

② 策定支援スキルに対する課題

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要。

③ 策定支援ツールの不足

国や関係機関等から事業者BCP策定支援ガイドラインやフォーム等が提供されているが小規模事業者にとってハードルが高すぎるとの意見が多く、取り組みやすい簡易版のフォーム等の新たなツールも必要ではないかとの意見もある。

III 目標

上記のような現状課題を踏まえ、管内小規模事業者等へ自然災害等の事前の備え、事後の迅速な復旧支援を行うため、当会と始良市が連携しながら小規模事業者の防災・減災対策について支援強化に取り組んでいく。

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と始良市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

始良市地域防災計画に基づき、本計画の趣旨を踏まえて、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

また、当会と始良市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・始良市商工会は、巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会等の会報や始良市広報、ホームページ、メール、公式 LINE 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
セミナー開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
専門家派遣件数	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
事業者 B C P 策定件数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

- ・始良市商工会は小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・始良市商工会は事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成及び見直し

- ・始良市商工会は、令和 2 年度に始良市商工会事業継続計画（危機管理対応方針）を作成した。

3) 関係団体等との連携

- ・当会等は、連携協定を結ぶ各損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・当会等と始良市は、損害保険会社・火災共済協同組合等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催として実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・始良市事業継続力強化支援計画を当会等 H P や始良市ホームページへ掲載する。
- ・当会等は、小規模事業者の事業者 B C P 等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、始良市事業継続力強化支援会議（構成員：当会等（法定経営指導員の参画含む）、始良

市)を年1回(7月)に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。

- ・評価結果は、役員会等へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや当会等会報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
事業者BCP策定後の フォローアップの目標件数	5件	5件	5件	5件	5件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は、自然災害(大型台風の直撃があり各地で浸水等)が発生したと仮定し、始良市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会等は、発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と始良市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と始良市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に電話等により情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と始良市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 当会と始良市は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会と始良市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と始良市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。

【被害実態調査票 様式①】

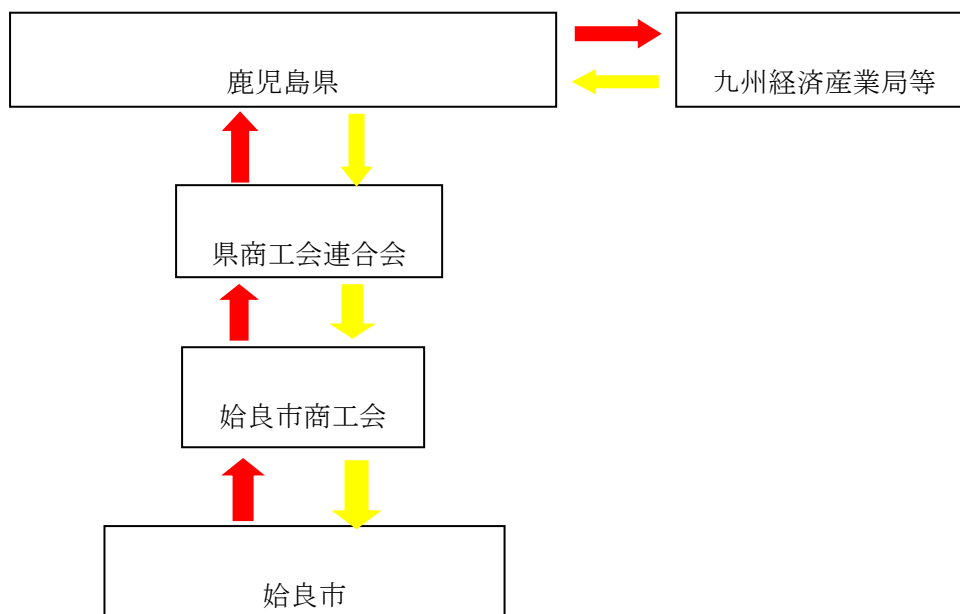
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額									
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、 おおよそで可	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。
					土地 (堆積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に属 する)	建物 (事業用資産に属 する)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					

- ・ 当会と始良市が共有した情報を、当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

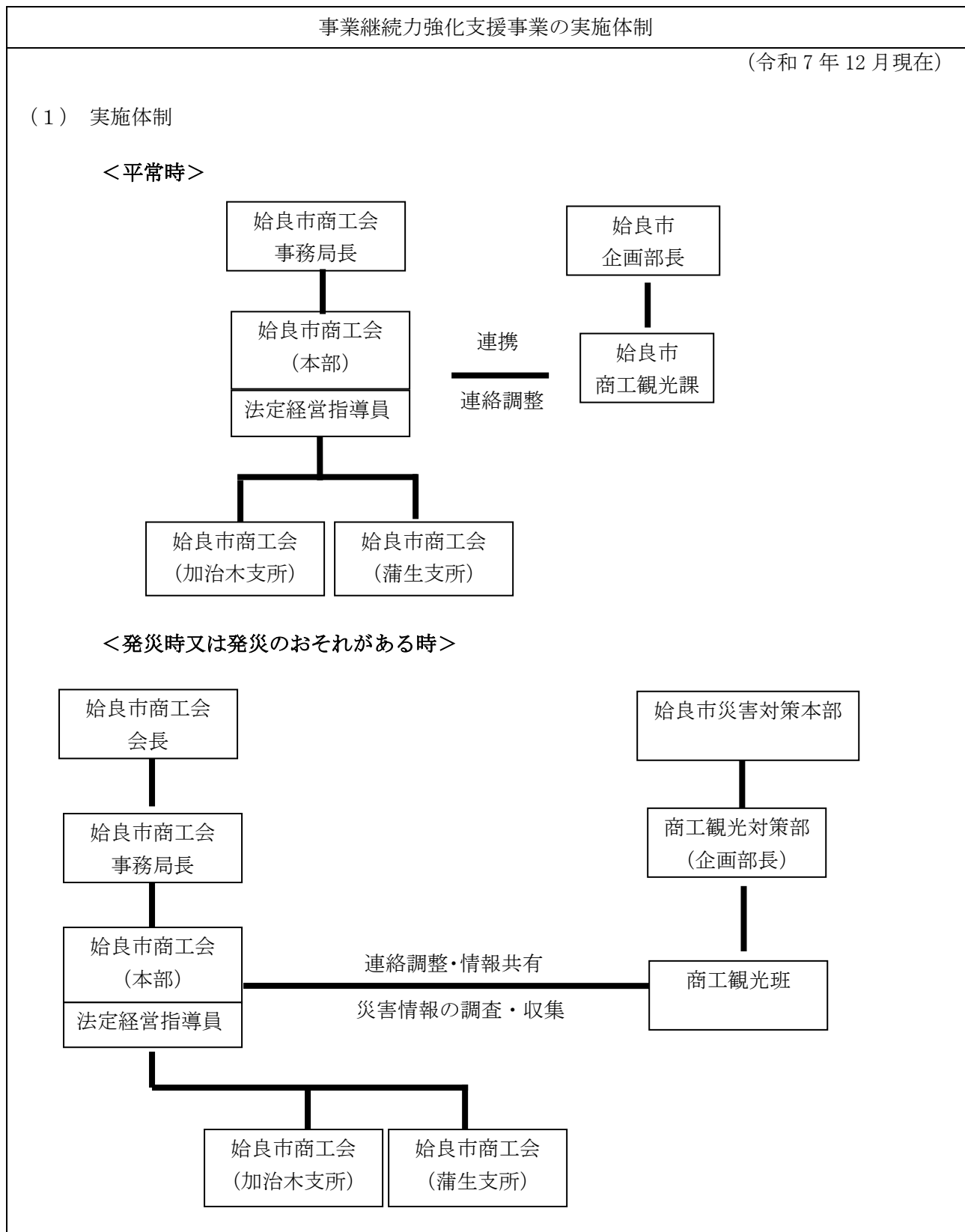
- ・相談窓口の開設方法について、始良市と相談する。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・当会は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会と始良市は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・当会等と霧島市は、鹿児島県等と協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会等は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県商工会連合会、県会議所連合会及び鹿児島県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名

始良市商工会 法定経営指導員 吉満 徹

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

始良市商工会

〒899-5432 鹿児島県始良市宮島町 13-9

TEL : 0995-65-2211 /FAX : 0995-65-9864 E-mail : aira-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

始良市役所企画部商工観光課

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

TEL : 0995-66-3111 /FAX : 0995-55-7112 E-mail : kigyo@city.aira.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・ 専門家派遣費	40	40	40	40	40
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ, チラシ作製費	30	30	30	30	30
・ 会報作成費・発送費等	160	160	160	160	160

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入, 始良市補助金, 鹿児島県補助金, 事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1. 株式会社 東京海上日動パートナーズ九州 鹿児島支店 支社長 安西 佳織 〒892-0846 鹿児島県鹿児島市加治屋町 12-5 鹿児島東京海上日動ビル 5 階 TEL : 099-226-6811/FAX : 099-216-8331 2. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 鹿児島支店 支店長 河合 正樹 〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町 1-38 鹿児島商工会議所ビル 5 階 TEL : 050-3461-1045/FAX:099-226-2678 3. 株式会社プロテクトライフ 代表取締役 柳元 広美 〒899-5213 鹿児島県始良市加治木町朝日町 126 TEL : 0995-62-8920/FAX : 0995-63-1240	
連携して実施する事業の内容	
1. B C P 策定セミナーの開催 2. B C P 関連の損害保険の周知 3. 防災・減災対策に関する情報提供 4. 小規模事業者の B C P 策定支援（簡易 B C P 策定ツールの無料提供） 5. 感染症・水害等の発生に備えた個別 B C P 策定支援	
連携して事業を実施する者の役割	
1. セミナーの企画・運営・講師の派遣 2. 損害保険加入に関する相談、加入推奨 3. 災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き 4. B C P 策定に関する専門家個別指導 5. 小規模事業者役に役立つ施策等の最新情報の提供	
連携体制図等	
<pre> graph TD SO[事業者] SSI[始良市商工会] P[・(株)東京海上日動パートナーズ九州 ・あいおいニッセイ同和損害保険(株) ・(株)プロテクトライフ] SO -- "ハザード情報の提供 セミナー・ワークショップ開催の案内 BCP策定支援" --> SSI SSI -- "相談・支援依頼" --> SO SO -- "保険金請求" --> P P -- "BCPに関する国の施策の周知 ハザード情報の提供・自然災害に関する保険見直し提案 (経営指導員と同行など) 保険金支払" --> SO SSI -- "取組状況の共有 損害保険・共済の紹介" --> P P -- "ハザード情報の提供・BCP普及セミナー ワークショップ等の提供" --> SSI </pre>	